

令和8年(ワ)第8497号 損害賠償請求事件

原告 谷 俊二

被告 小市琢磨

準備書面 1

令和8年6月22日

東京地方裁判所民事第12部甲A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 稲垣 仁史
同 山本 律宗



第1 訴状記載の請求の原因に対する認否

以下では、訴状の記載を引用して認否を行う。

1 「第1 当事者」

- 1 原告は、神戸市において不動産業を営む株式会社谷忠の代表者である。原告は、平成25年10月頃からカンボジア王国（以下、「カンボジア」という）に進出し、不動産開発事業を営む現地法人TANICHU ASSETMENT Co., Ltd. の代表者をも務めている。¹
- 2 被告は、カンボジアの法人であるLOCOMO Co., Ltd.（以下、「ロコモ社」という）の代表取締役を自称し、少なくとも、平成30年頃から現在までカンボジア日本人会（以下、「日本人会」という）の会長を務める人物である。²

¹原告は、日本クオリティを謳い、カンボジア最高峰の333mタワーマンション「JTower3」などを開発するANGKOR FRUIT (CAMBODIA) CO., LTD. の代表取締役でもある。

²被告は、従前存在したロコモ社の代表取締役であったが、現在はその事業を継承するLOCOMO GROUP CO., Ltd (以下、「ロコモグループ」といいます。) のCEOである。登記上、被告の妻が代表取締役ではあるが、実際は被告と被告の妻との共同経営である。

2 「第2 被告の経歴詐称」

- 1 被告は、ロコモ社の代表取締役³と称しており、現に、日本語におけるロコモ社のホームページ（<http://www.locomo.com/company.html>）上の「会社概要」ページ、「代表者」欄には「代表取締役 小市琢磨」と記載している（甲1）。

なお、同ホームページによれば、ロコモ社は本社をカンボジアプノンペンに置く⁴カンボジア法人である（甲1）。

- 2 被告が「代表取締役」と称するロコモ社の業務は、主として日本企業のカンボジア進出サポート業務や、日本企業のカンボジアでの事業展開に関するコンサルティング業務である（甲1、甲2）⁵。
- 3 原告は、日本人会の会長である被告がどのような人物であるかを調べることとなった。そこで、まず、カンボジアの法人登録（登記）等を管轄するカンボジア商業省（MINISTRY OF COMMERCE）におけるロコモ社の登録内容を確認した。なお、カンボジアにおいては、同国商業省のホームページにて同国に登録されている現地法人（過去に存在した会社を含む）を法人名から検索することができる。

また、被告は5年前に脳卒中を患い、それ以降、辞意を表明していたが、後任がいなかったため、カンボジア日本人会会長を引き続き務めていた。後任の確保ができたため、令和8年4月に開催された総会にて、後任のNGO/NPO ハート・オブ・ワールドの手束にカンボジア日本人会会長を引き継いでいる。

³注釈2に記載したとおりである。

⁴注釈2に記載したとおりであり、正確には「置いていた」である。

⁵既にロコモ社は存在していないが、ロコモ社が行っていた事業も被告が共同経営するロコモグループに引き継がれている。当時存在したロコモ社の主たる事業は、貿易や物流業務であり、2000年当時、カンボジア国内にて日本の大手企業である花王、ロッテ及びエースコックなどの代理店業務を行っていた。コンサルティング業務は、カンボジアでの実際の事業経験を受けて依頼されることがあり、派生した業務である。

ロコモ社の公式ホームページにおいては社名が「LOCOMO Co., Ltd.」と表示されているが(甲1)、同社名でカンボジア商業省に登録されている法人は存在しないことが判明した(甲3)。

「LOCOMO」との名称を商号に含み、カンボジア商業省に登録されている法人としては「LOCOMO GROUP CO., LTD」が存在するが、同社の代表者(Chairman of the Board of Directors)は「Meng TONG ANG」氏(被告の元妻)であり(甲4)、被告ではない。

- 4 ロコモ社ホームページ「会社概要」、「関連企業」欄には複数の会社が掲載され、ロコモ社が多数の関連企業を擁しているように記載されている(甲1)。

これらのロコモ社のホームページに掲載されている関連企業名のうち、カンボジア法人である「LOCOMO Foods Co., Ltd.」、「LOCOMO Trading Co., Ltd.」、「LOCOMO Transportation Co., Ltd.」、「Ratanakiri Coffee Co., Ltd」、「Ruthea Co., Ltd」の全てについて、~~同国内にて法人として商業省に登録されていなかった。~~⁶(甲5)。

⁶ いずれの法人も存在していたが統廃合が行われ、更に2015年12月29日付の自動システムを通じた事業の再登録に関するプラカス第300号において、全ての会社がカンボジア商業省における会社登録システムに会社を再登録することを求められた際に、ロコモグループを再登録した。当該自動システムの導入により法人登記の情報を検索して表示するようになることが可能となったが、それ以前に届け出られていた法人については、再度、当該自動システムに登録をしなければそのサービスを受けることができず、当該自動システムによる検索では出てこない。当該自動システムは、万能ではなく、「SOKDOM INVESTMNT GROUP CO., LTD」という会社に関してみると、以前はChy Uei Goto(後藤忠政)の名前を検索することができていたが、現在は検索することができなくなっている。

したがって、被告は実体のない会社をホームページ上に記載していること
も判明した。⁷

加えて、ロコモ社のホームページには同社の主要取引銀行として「三井住
友銀行 永福町支店」と記載されているものの、同社の口座開設の事実が認め
られないことが判明した。⁸

このため原告は、存在しない法人の代表取締役を肩書きとして語っている
こと、存在しない法人をホームページに関連企業として掲載しているなど、
被告の主張する経歴は偽りであることを、令和4年（2022年）7月23
日付ブログ、令和5年（2023年）5月8日付ブログから投稿し、虚偽の
経歴や企業情報を偽る人物が日本人会の会長に就任するのは不適切である旨
の投稿を開始した（甲6の1、甲6の2）。

3 「第3 被告の虚偽住民登録と子ども手当（児童手当）の不正受給」

1 被告は、過去にカンボジア人女性（~~XXXXXXXXXX~~）と結
婚し、同女との間に以下のとおり5人の子が存在する。

小市~~XXXX~~（長男、平成9年6月30日生）、小市~~XXXX~~（次男、平成1
1年7月8日生）、小市~~XXXX~~（三男、平成15年6月12日生）、小市~~XXXX~~
~~XXXX~~（四男、平成18年10月4日生）、小市~~XXXX~~（五男、平成25年6月
7日生）（甲7）。

2 平成22年（2010年）4月より民主党政権下において「子ども手当
」が開始することとなったところ、被告は同年4月13日に長男から四男

⁷ ロコモ社を含め、「LOCOMO Foods Co.,Ltd.」「LOCOMO Trading co.,Ltd.」、
「LOCOMO transpo rtation Co.,Ltd.」、「Ratanakiri Coffee Co.,Ltd.」の全てに
ついて、LOCOMO GROUP CO., LTDに事業を整理したため、これらの会社は現在、存在
しないものの、実在していたことは事実である。

⁸ ロコモ社のホームページを作成したのは、被告が現存の会社を開設する前に個人
事業主であった23歳の頃である。当時は、三井住友銀行永福町支店において個人
口座を保有し、取引があったため、記載したものである。その後、法人化した後も
同じHPをそのまま利用し、変化に応じて様々な加筆修正を行ったが、過去の情報
を削除することを失念した部分もあり、三井住友銀行福永町支店が残っていたのも
それによるものである。

、平成26年(2014年)6月29日には五男を東京都杉並区和泉3丁目49番17号において住民登録を行った。なお、同住所地は被告の両親の住民票登録地と同一である。⁹

- 3 ~~—被告及びこれらの子は、当時からカンボジアのプノンペン市において居住している。また、子らはプノンペン市において就学している存様であり、被告及び子らの日本国における居住実態は当時から現在に至るまで全くない。¹⁰~~
 - 4 ~~子ども手当は、国内に居住している子どもを対象としていたことから(平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律第4条参照)、被告が居住実態のないまま住民登録を実施したのは、子ども手当(平成24年4月1日以降は児童手当)の不正受給を目的とするものであることが疑われた。~~
 - 5 ~~このように居住実態のない住民登録は公正証書原本等不実記載罪(刑法157条1項)であるうえ、虚偽住民登録を前提とする児童手当の受給は詐欺罪(刑法246条)を構成する犯罪である。~~
 - 6 このことから原告は、令和5年(2023年)9月14日から、カンボジア在留邦人の代表ともいうべきカンボジア日本人会の会長自身が日本国内で居住実態のない住民登録を実施し、児童手当を不正受給しているならば、その適格性に多大な問題があり、日本人会の会長を更迭すべきであるとの投稿を繰り返した(甲6の3)。
- 4 「第4 被告の児童買春の経歴」
- 1 ~~被告は、以前よりカンボジアにおいて児童買春をしていたのではないかと~~
~~の風評が存在した。~~

⁹原告は、「同住所地は被告の両親の住民票登録地と同一である。」と主張するが、同一であることを何をもって確認をしたのか、明らかにされたい。

¹⁰住民票記載の住所地は、被告の日本での居住地であり、被告の家族の居住地でもあり、日本帰国の際は実際に利用をしていた。

このことから原告は、上記の証拠を入手して以降、令和8年（2026年）1月11日より、被告に児童買春の疑いが存在するとして、日本人学校の最高責任者でもある日本人会会長としての適格を欠くとの投稿を発信することとなった。

5 「第5 原告による被告の日本人会会長としての適格性を欠くことの投稿」

1 被告は、少なくとも平成30年（2018年）頃から日本人会の会長を務めている。¹⁴

日本人会は、会員相互の友好と親睦並びに福祉の促進を図ることや、日本人子女教育の向上を支援することを目的とする団体であり、カンボジア在住の日本人に対して情報の発信等の重要な役割を担う。

また、日本人会は、駐カンボジア日本国特命全権大使を名誉会長とし（甲11）、会長はそれに続く名誉職である。また、会長職はカンボジアにおける日本人学校の最高責任者でもある。¹⁵

通常、海外における日本人会では、上場会社等、一般的に社会的信用のある日本企業の現地法人ないし出張所等の要職に就く者が会長に就任するものと現地邦人において認識されている。

- 2 原告は、日本人会の会長である被告が、①自身の経歴（前記のとおり被告が経営すると称する法人のホームページ等において虚偽記載をしていること）について虚偽経歴を発信していること、②日本国内において実態のない住所登録を実施し、児童手当を不正受給しているのではないかと疑念があること、③日系ガールズバー「てさぐり」にて児童買春をしていた過去がある

¹⁴ 注釈2のとおりである。

¹⁵ カンボジア日本人会の会長は名誉職ではなく、実務上のトップである。また、プノンベン日本人学校は、カンボジア日本人会の下部組織であるプノンベン日本人学校運営委員会によって運営されており、そのトップは運営委員長である。カンボジア日本人会傘下の組織ではあるが、カンボジア日本人会会長が最高責任者ではない。

のではないかと疑念があること、事実でないのであればこれを晴らすような反論や説明を在留邦人に向けて行うべきであるとの投稿を在留邦人として繰り返した。

- 3 ~~原告が指摘する経歴詐称、虚偽住民登録やこれを前提とした児童手当の受給、児童買春が事実無根であるならば、被告に対する名誉毀損が成立することが明らかであって、日本人会の会長という公的な職に就任している以上、被告本人や日本人会の信用を維持するためにも正式に反論抗議し、原告に対して名誉毀損としての損害賠償請求などを実施して、自らや日本人会の名誉を守るのが通常の行動と考えられる。~~

~~ところが、被告は、原告の上記投稿を認識しながら、原告の提示する疑念に対して一切の公的な回答をせず黙認し続けた。また、原告の投稿はカンボジア邦人社会において話題となっていたところ、被告はこれらの真偽を噂する在留邦人に向けて正式に真偽について反論せず、「原告は反社会的勢力である」、「原告から誹謗中傷を受けている」、「原告から攻撃されている」などと反社会的勢力から絡まれているかのように誤魔化し、恰も原告が虚偽情報発信しているかの如き事実の有無を誤魔化す発言を繰り返すようになった。~~

ついには原告は、被告の上記発言を聞いた者等から、被告が上記発言をしているとの事実を間接的に聞き及ぶに至った¹⁶。しかし、被告の原告に対する上記発言については、一部の在留邦人に向けて口頭で発されたものであり公然性が微妙であることや、口頭のやりとりであって立証の困難性から、原告は名誉毀損等の損害賠償請求を断念した。

また、被告は、上記を裏付けるように令和4年（2022年）6月頃、ソーシャルネットワークXにおける第三者へのメッセージ機能を利用して、甲

¹⁶ 原告は、「被告が上記発言をしているとの事実を間接的に聞き及ぶに至った」と述べるが、具体的にいつ、どこで、誰から聞いたのかについて明らかにされたい。

12号証のとおり、「私に対する誹謗中傷や嫌がらせをしてるアカウントと交流がある方はブロックしております。該当する谷という人物のアカウントとの交流を確認いたしました。いいねも含め今後も交流を続けられるようであればブロックさせていただきますので予めお伝えさせていただきます。」「なお、私が会長を務めておりますカンボジア日本人会においては、反社会勢力の排除という条項があります。それ以外に個人的に誰かを排除した事は記憶にございません。」とのメッセージを第三者に送信し、原告が暗に反社会的勢力であるかの如き発言を行っていた（甲12）。

6 「第6 被告による原告への名誉毀損投稿の発生」

1 以上のような背景事情のもと、令和7年（2025年）10月5日、被告は、口頭で一部の在留邦人に説明していたのと同様の内容の次のような投稿をした（甲13）。

「数年前からの度重なる誹謗中傷や脅迫などの被害を考慮し、インターネット上での攻撃は目にしないように務め・・・」「最近聞いたところによると、日本での私の最近の動静どころか、実家の住所や写真、私の子どもの顔写真や名前、生年月日といった個人情報までもがインターネット上で晒されていると知りましたので、開き直って投稿していきたいと思います。」

これらの投稿は、誹謗中傷等の実施主体の主語が敢えて記載されていないものの、原告は被告の虚偽住民登録を指摘するために被告の子どもらを特定し、居住実態がないことを正確に指摘する投稿をしており、被告の上記投稿は原告を指すものである。

2 被告の投稿には、「誹謗中傷」、「脅迫」、「攻撃」という文言が記載され、原告が被告の会長職の適性に関する投稿をしたことについて、被害者であるかの如き記載がされている。

ここでもまた、原告の指摘する虚偽住民登録や児童買春の事実にかかる投稿の真偽については一切触れることなく事実の有無を誤魔化し、打ち消すように上記の投稿がされている。

~~原告は被告に「脅迫」をした事実もないし、誹謗中傷とは「根拠のない嘘や悪口を言って他人の名誉を傷つけ、人格や社会的評価を低下させる行為」と解釈されるところ、誹謗中傷の事実も存在しない。原告の投稿は、被告の会長職就任の不適正さを指摘し、かつ、その指摘は証拠に基づく事実であるからである。~~

- 3 ~~被告は、原告により指摘された事実（虚偽住民登録、児童買春）に触れられたくなく、かつ、被告自身の犯罪行為を隠蔽するために、これを指摘した原告を逆に悪者とする「誹謗中傷」「脅迫」「攻撃」との指摘をするものであって、これらの投稿は原告の名誉を毀損する。~~

~~原告の投稿が事実無根で「誹謗中傷」というのであれば、被告の名誉のためにも本訴訟において正式に弁明し反論すれば足りることである。~~

7 「第7 被告による名誉毀損」

- 1 ~~上記投稿は、不特定多数の者が閲覧可能なFacebookにおいてなされており公然性を有する。~~
- 2 ~~上記投稿は、原告が、誹謗中傷、脅迫、攻撃を行っていることを指摘するものであって原告の社会的信用を低下させる。~~
- 3 ~~原告への慰謝料は金1000万円が相当である。~~
- 4 ~~弁護士費用~~

~~被告の名誉毀損投稿により、原告は原告訴訟代理人と訴訟委任を余儀なくされ、これによる費用は金100万円を下回らない。~~

8 「第8 結論」

~~よって、原告は、被告に対して、不法行為に基づき金1100万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を求める。~~

第2 被告の主張

- 1 原告の主張の整理

本件において、原告が主張するところは、要するに、本件投稿によって被告の名誉権が侵害されたという名誉棄損に基づく損害賠償請求であるものと思料する。

そこで、本件投稿の内容が被告の名誉を棄損するものであるかについて、被告の主張を以下に述べる。

2 同定可能性がないこと

本件投稿には、「数年前からの度重なる誹謗中傷や脅迫などの被害を考慮し」や「日本での私の最近の動静どころか、実家の住所や写真、私の子供の顔写真や名前、生年月日といった個人情報までもがインターネット上で晒されている」との記載があるものの、その行為主体の記載はない。それ以外の記載からも先の行為主体を特定できる記載は存在しない。一般読者の読み方を基準とすれば、本件投稿から先の行為主体を特定することはおよそ不可能である。

この点、原告は、「誹謗中傷等の実施主体の主語が敢えて記載されていないものの、原告は被告の虚偽住民登録を指摘するために被告の子どもらを特定し、居住実態がないことを正確に指摘する投稿をしており、被告の上記投稿は原告を指すものである。」と主張する。しかしながら、本件投稿には被告が投稿した記事は一切引用されておらず、当該記事に繋がるハイパーリンク等が張られているわけでもなく、当然、それらに対する言及もなされていないのであるから、一般読者が原告が指摘するような原告と先の行為との関連性を本件投稿から読み取ることはおよそ不可能である。

したがって、本件投稿の内容が被告の名誉を棄損するものではない。

3 事実の適示がないこと

原告は、本件投稿によって名誉を棄損されたと主張するが、その前提となる事実の適示が本件投稿の内容からは読み取れない。そのため、本件投稿は、そもそも原告の名誉を棄損する事実の適示などなかったのである。

仮に、原告において、具体的にどの様な表現からどの様な事実が適示されたというのか改めて主張されたい。なお、被告が主張する「誹謗中傷」、「

脅迫」及び「攻撃」は具体的な事実に対する評価に過ぎず、事実の適示ではない。

なお、カンボジアは、日本の反社会的勢力が根深く根を下ろしており、原告がカンボジア日本人会会長であった当時（2022年6月頃）、在留日本人の声を受ける形で、日本の反社会的勢力が在留日本人に対して、金銭的・身体的な被害を与えていたことについて日本大使館を通じて注意喚起を発信したこともあった。被告自身もカンボジアにある飲食店において拳銃を所持する人物から脅迫を受けたことがあり、在職時にはリアルタイムの発信等を避けていた。また、「ナカ」と名乗る人物は「SNSは炎上させてナンボ」などと述べて日本大使館やカンボジア日本人会を攻撃する過激な投稿を繰り返すほか、「ナカ」と共に日本大使館やカンボジア日本人会を攻撃する投稿を行っていた「クボタ」も表面上は被告に対して感謝をするかのように装いつつ、被告の電話番号等が記載された日本人会会長の名刺画像を公開して個人情報等を流布させることもあった。さらに、被告は、「東龍」と名乗る人物からも誹謗中傷を受けたことがあった。以上の次第であるから、本件投稿における「誹謗中傷」、「脅迫」及び「攻撃」という表現は、特定の人物による特定の言動を想定したものではない。

4 本訴訟が訴権の濫用であること

原告は、「原告の投稿が事実無根で『誹謗中傷』というのであれば、被告の名誉のためにも本訴訟において正式に弁明し反論すれば足りることである。」などと述べるが、そもそも、本訴訟は、本件投稿の記載内容が被告の名誉を乗損するか否かが争点であって、原告が項目立て縷々主張する「被告の経歴詐称」、「被告の虚偽住民登録と子ども手当（児童手当）の不正受給」及び「被告の児童買春の経歴」などの事実の有無やその内容等を確認することは本訴訟においては全くの無意味である。原告は、形式上、金銭の支払いを求める給付の訴えの形をとっているものの、原告の本訴訟、また、後に述べるとおり、先の訴訟の目的は先の事実関係の有無やその内容等を確認する点にあり、本来、訴えの利益のないものである。

先に述べたとおり、本件投稿は何ら原告の名誉を乗損するものではなく、本件投稿の内容が原告の名誉を乗損するという主張は単なる言い掛かりに過ぎない。それにもかかわらず、本訴訟を原告が提起したのは、被告に関して先の事実の有無を確認したいという一心からであると言わざるを得ない。そ

のため、本訴訟は、原告の実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするものではなく、単に原告が主張する「被告の経歴詐称」、「被告の虚偽住民登録と子ども手当（児童手当）の不正受給」及び「被告の児童買春の経歴」などの事実関係の存否及び内容の確認を目的とするものである。この点、原告も自身のブログにおいて、本訴訟の目的が裁判所による事実の確認を求めることにある点を繰り返し述べている（乙第1号証ないし乙第8号証）。また、本件投稿には、原告を示す記載も原告と関連の深いものに対する記載もない上、原告の言動についての言及がなされている訳でもないから、一般通常人の理解を前提とすれば、およそ原告の名誉権の侵害を伴うものでないことは明白である。そのため、原告が主張する本件投稿による名誉権侵害は事実的根拠を欠き、権利保護の必要性が極めて乏しいものである。

他方で、被告は、原告から本訴訟を提起されれば、防御をせざるを得ず、そのために多大な時間的、精神的及び経済的負担を強いられる。原告自身も「もちろん私の目的は、単に勝訴の勝敗を争うことではありません。私の告発が真実かどうかを、日本の司法の場で明らかにすることです。」、「訴訟の過程で明らかになった事実関係こそが、本質です。私は、表面的な勝敗ではなく、司法の場で事実関係を記録として残すことを目的としていました。」及び「民事・刑事いずれにしても、重要なのは勝敗そのものよりも、経歴に関する疑問、各種疑惑の有無など、事実関係が明らかになります。」などと述べており（乙第1号証ないし乙第3号証）、本訴訟の目的が事実関係の有無及び内容等にあることは明らかであるから、このような原告の独善的な目的のために、被告が応訴の負担を強いられ、裁判所においても貴重な司法資源を投じて審理をする自体、司法制度の適切な利用ないし運用からかけ離れている。

実際、原被告間では、従前にも本件と同様の訴訟が行われている（乙第9号証及び乙第10号証）。先の訴訟において議論となった投稿は、被告が@Zuho1987（以下、「@Zuho」という。）というアカウント名の人物とのやり取り及び@Zuhoが投稿した内容を引用して、「@Zuho1987に連絡しまし

たが、その後在留邦人に広く懸念されている事案を引用し、日本国大使と日本人会長への誹謗中傷に加担する投稿をしています。以上事実のみを提示し、私の個人的見解や憶測は一切記述をいたしません、ご覧になっている皆様に情報共有します。」というものであり、原告が被告に対する名誉棄損行為を行っている事実を適示するものではなかった。この点、裁判所も「その記載内容を、本件投稿の一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準としてみれば、」「一時的には、@Zuho というアカウント名の人物が、在留邦人において広く懸念されている、日本国大使と日本人会長に対する誹謗中傷に加担した旨の事実を適示したと受け止めるものといえ、本件投稿をもって、直ちに、それが原告による表現行為を問題とする投稿であるとは受け止めるとはいえない。」と判示している。当該投稿では、@Zuho が原告が投稿した記事を引用していたことから、一般読者が当該記事の作成者を確認する可能性があったため、その点も議論されたが（「一般の閲覧者が閲覧する対象を、本件投稿だけでなく、本件画像記事部分のほとんどの掲載者が原告であることを特定可能な本件ブログ記事等に広げてみたとしても、やはり、本件投稿が原告の社会的評価を低下させるものであると認めることはできない。」と判示されている。）、本訴訟で問題とされている本件投稿は、原告の名前はおろか、先の訴訟で議論となった様な原告が投稿した記事を確認できる画像もない中で、一般読者の普通の注意と閲覧の仕方を基準としてみればおよそ本件投稿が原告を対象として、その内容が記載されたものであるとみることが不可能であることは先の訴訟の判示の内容から明らかであるし、そのことは原告自身が最もよく理解しているはずである。それにもかかわらず、本訴訟を提起した原告の目的は、先の訴訟でも議論になった被告の経歴詐称の事実の有無に関して当該訴訟の裁判所が判断をしなかったことから、本訴訟において当該事実等の有無及びその内容を確認したいという点にあることは従前の訴訟との関係から見ても明らかである。

したがって、本訴訟は、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反するものであり、訴権の濫用に当たる不適法なものと言わざるを得ず、直ちに訴えの却下又は請求の棄却がなされるべきである。

以上